第2章 本県の配偶者等からの暴力の現状

本県の現状

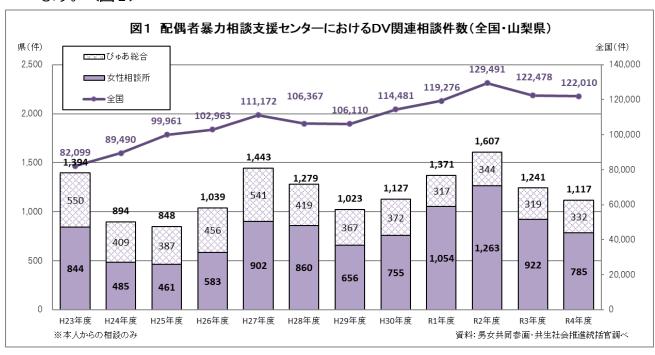
- ■配偶者暴力相談支援センターへのDVに関する近年の相談件数は年間 1,000 件以上 男性、外国人、障害者、高齢者等からの相談も一定数(属性多様) 交際相手からの暴力に関する相談も一定数(デート DV)
- ■一時保護を行った被害者の半数以上は子どもを同伴
- ■夫婦間の暴力の現場を2割近くの子どもが目撃
- ■DVを受けていながらも「どこ(だれ)」にも相談していない人が半数
- ■精神的暴力がDVであるという認識が希薄
- ■男女間の暴力の防止に対する主な県民二一ズは、 「身近な相談窓口の増加」や「家庭や学校における教育」
- ■DV防止計画の策定市町村数は21市町村(R6.3現在)

1 配偶者等からの暴力に関する相談状況等

(1) 相談の状況

① 配偶者暴力相談支援センターへの相談状況

県では、DV防止法に基づき、女性相談所、男女共同参画推進センターぴゅあ総合の2施設を配偶者暴力相談支援センターとして位置づけています。県の配偶者暴力相談支援センターで受けたDVに関する相談件数は、平成26年度以降は年間1,000件を超える高い件数で推移しています。また、全国においても令和2年度に過去最高となり、高水準で推移しています。 <図1>



※件数は延べ件数、本人からの相談のみ

図2:山梨県における相談の内訳(令和4年度)

,.....

DVに関する被害者と加害者との関係

※加害者との関係別構成割合(下記グラフ参照)

		内訳(男女別)				内訳(加害者との関係)								
	合 計	女性	男性	その他		配偶者		離婚済	生活の本拠を	共にする(した)				
		メに	カエ		婚姻の届出あり	婚姻の届出なし	届出有無不明	内比 外百 / 月	交際相手	元交際相手				
来所	245	242	3	0	158	4	0	83	0	0				
電話	872	859	13	0	712	7	3	143	7	0				
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
合計	1,117	1,101	16	0	870	11	3	226	7	0				

相談者の年齢

※年齢別構成割合(下記グラフ参照)

性別	施設名	区分/年代	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明	合計
	女性相談所	来所	1	17	48	45	24	8	0	0	143
女性		電話	1	35	144	159	80	67	0	140	626
	ぴゅあ総合	来所•電話	0	8	77	135	73	16	20	3	332
	女性相談所	来所	0	0	0	3	0	0	0	0	3
男性		電話	0	1	1	3	2	0	0	6	13
	ぴゅあ総合	来所•電話	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全体	全体	合計	2	61	270	345	179	91	20	149	1,117

「ぴゅあ総合」…男女共同参画推進センターぴゅあ総合

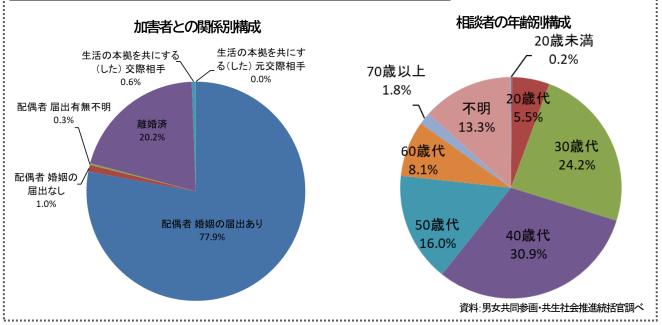
障害者である被害者からの相談件数

THE COUNTY OF THE TENT OF THE												
		内訳(男女別)				内訳(障害内容)						
	合 計	女性	男性	その他	知的障害	精神障害	身体	障害	その他の			
		女庄	力圧	ての他	재미기부급	相种焊合	聴覚・平衡機能	肢体不自由	障害			
来所	17	17	0	0	0	12	1	4	0			
電話	42	42	0	0	0	34	2	5	1			
その他 合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
合計	59	59	0	0	0	46	3	9	1			

日本語が十分に話せない被害者からの相談件数

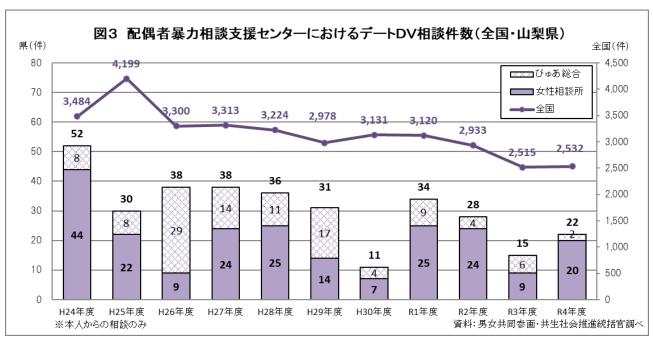
交際相手からの暴力に関する相談件数

	수 =	内訳(男女別) 合 計			内訳(言語)			合計	女性	男性	その他	うち通報
	合 計	女性	男性	その他	タイ語	タガログ語	中国語	22	22	0	0	4
来所	6	6	0	0	2	2	2					
電話	5	5	0	0	2	2	1					
その他	0	0	0	0	0	0	0					
合計	11	11	0	0	4	4	3					



② 配偶者暴力相談支援センターへの交際相手からの暴力(デートDV)に関する相談件数

配偶者暴力相談支援センターへのデートDVに関する相談件数は、年度によって増減はありますが、一定数存在します。 <図3>



③ 警察における対応状況

DVに関する相談等は、警察の総合相談室や各警察署でも対応しています。警察がDV等に関する相談を受け対応した件数は、平成28年を境に減少し、近年は200件台で推移しています。一方、全国における対応件数は増加傾向にあります。〈図4〉



④ ストーカー事案の相談等件数

全国の令和4年におけるストーカー事案の相談等件数は1万9,131件で、前年に比べ597件 (3.0%) 減少しています。平成24年以降高い水準で推移してきましたが、平成30年から減少傾向にあります。 <図5>

図5:ストーカー事案の相談等件数(全国)

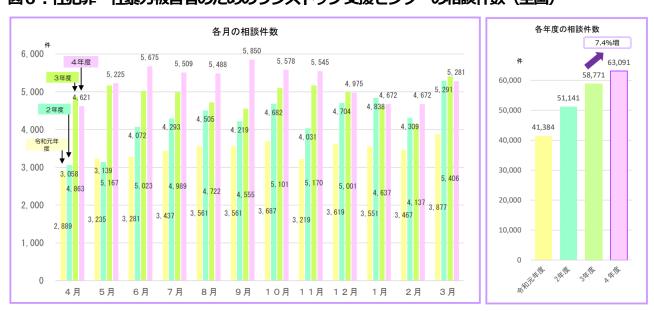


資料:内閣府「男女共同参画白書 令和5年度版」

⑤ 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの全国の相談件数

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターへの相談件数は、年々増加しています。令和4年度の相談件数は、前年度に比べ、7.4%増加しています。<図6>

図6:性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数(全国)

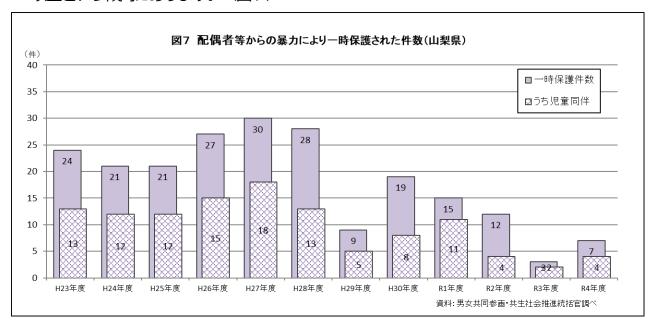


- 注: 1. 相談件数は、性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(性犯罪・性暴力被害者支援事業)の事業実績として、都道府県等から報告のあった電話・面接・メール・ SNS第による相談の会計
 - SNS等による相談の合計。 2. 令和2 (2020) 年の対象施設は49か所、令和3 (2021) 年度は49か所、令和4 (2022) 年度は50か所。

資料: 内閣府ホームページ (2024年3月)

(2) 一時保護の状況

緊急に保護を必要とする場合には、被害者本人の意思に基づき、被害者及び同伴する家族の 一時保護^{※1}を行い、傷ついた心身の健康を回復させるためのケア等、必要な支援を行っていま す。近年、DVを理由とする一時保護は減少傾向にありますが、子どもを同伴する割合は半数 以上という傾向にあります。 <図7>



(3) 保護命令の状況

甲府地方裁判所管内で出された保護命令※2件数は、平成27年度以降、減少傾向にあります。 また、全国における推移も減少傾向にあります。 <図8>



一時保護とは…被害者及び同伴する家族が専用の施設で安全に生活を送れるよう女性相談支援センターで一時的

に行う保護です。 保護命令とは…配偶者や生活の本拠を共にする交際相手からの身体に対する暴力等を防ぐため、被害者の申立てに より裁判所が加害者に対し被害者へのつきまとい等をしてはならないこと等を命ずる命令です。 保護命令には、申立人への接近禁止命令、申立人への電話等禁止命令、申立人の子への接近禁止命令、申立人の子への電話等禁止命令、申立人の親族等への接近禁止命令、退去命令の6つの種類があります。

2 配偶者等からの暴力に対する県民の意識

令和2年度に県が実施した男女共同参画に関するアンケート調査(以下「県政モニター」という。)において、現在配偶者がいる人及び過去に配偶者がいた人(女性152人、男性123人)に、DVの実態等について質問しました。

(1) 配偶者からの被害経験等

令和2年度県政モニターによると、現在配偶者がいる人及び過去に配偶者がいた人275人(女性152人、男性123人)のうち、配偶者から何らかの暴力を受けた経験があると回答した人は、女性40.8%、男性17.1%という状況にあります。また、暴力の現場を子どもが目撃していたケースは2割近く、被害者の相手方が子どもに同じような行為をしたケースも1割を超えています。〈図9〉

図9:配偶者から何らかの暴力を受けた経験があると回答した人(山梨県)

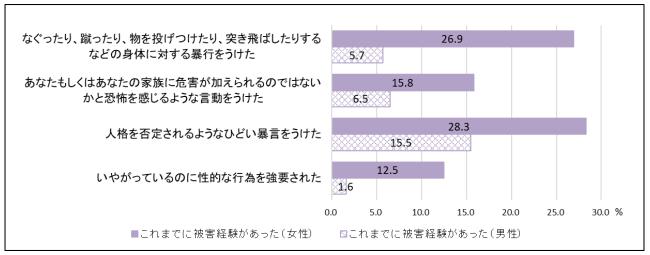
性別	質問対象	DV 被害の経験が	命の危険を感じた	子どもが目撃して	子どもに同じよう
	人数 (A)	ある人 (B)	ことがある (C)	いた (D)	な行為をした(E)
女性	152人	62人 (40.8%)	7人 (11.3%)	10人 (16.1%)	10人 (16.1%)
男性	123人	21人(17.1%)	0人(0.0%)	4人 (19.0%)	1人(4.8%)
全体	275人	83人 (30.2%)	7人(8.4%)	14人 (16.9%)	11人 (13.3%)

資料:男女共同参画・共生社会推進統括官「令和2年度 男女共同参画に関するアンケート調査」

- (A):調査で既婚(事実婚含む)、離別、死別と回答した人
- (B): 身体に対する暴行、脅迫的な言動、人格を否定するような暴言、性的行為の強要のいずれか一つまたは 複数の行為による被害を受けたことがあると回答した人(実人数)
- (C): (B) 欄のうち相手の行為によって命の危険を感じたことがある
- (D): (B) 欄のうち行為を受けた時に18歳未満の子どもが目撃していた
- (E): (B) 欄のうち、その相手が 18 歳未満の子どもに同じような行為をしたことがある

【単位:%】

図10:暴力の行為別に見た男女別被害状況



資料:男女共同参画・共生社会推進統括官「令和2年度 男女共同参画に関するアンケート調査」

図11:暴力の行為別に見た年代別被害状況

1年以内に被害を受けたと回答した人の年代別内訳

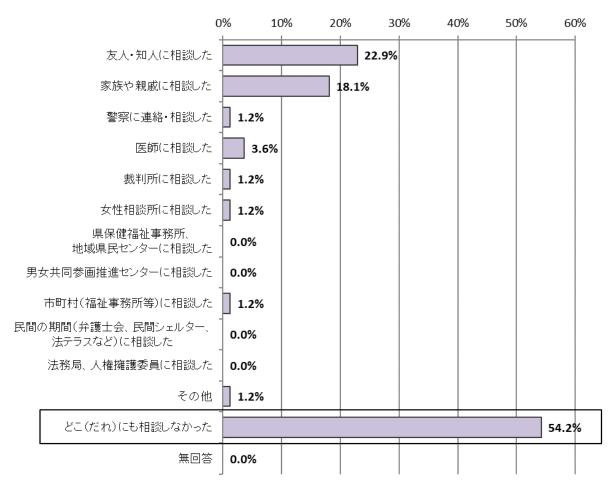
70歳 20代 30代 40代 50代 60代 被害内容/年代 10代 以上 なぐったり、蹴ったり、物を投げつけたり、突き 0.0 0.0 28.6 14.3 14.3 14.3 28.6 飛ばしたりするなどの身体に対する暴行をうけた あなたもしくはあなたの家族に危害が加えられる 15.4 7.7 23.1 7.7 0.0 46.2 0.0 のではないかと恐怖を感じるような言動をうけた 人格を否定されるようなひどい暴言をうけた 0.0 66.7 33.3 0.0 0.0 0.0 0.0 いやがっているのに性的な行為を強要された 0.0 33.3 66.7 0.0 0.0 0.0 0.0

資料:男女共同参画・共生社会推進統括官「令和2年度 男女共同参画に関するアンケート調査」

(2) 配偶者から暴力を受けた場合の相談先

配偶者から受けた行為については、「どこ(だれ)にも相談しなかった」が54.2%と最も多いことから、いまだ潜在的な被害が多いことが伺えます。また、相談先としては「友人・知人」に相談した人が22.9%と最も多く、ついで「家族・親戚」が18.1%となっています。配偶者暴力相談支援センター(女性相談所、男女共同参画推進センター)や警察等の公的機関への相談は少ない状況です。〈図12〉

図 12:配偶者からうけた行為の相談先

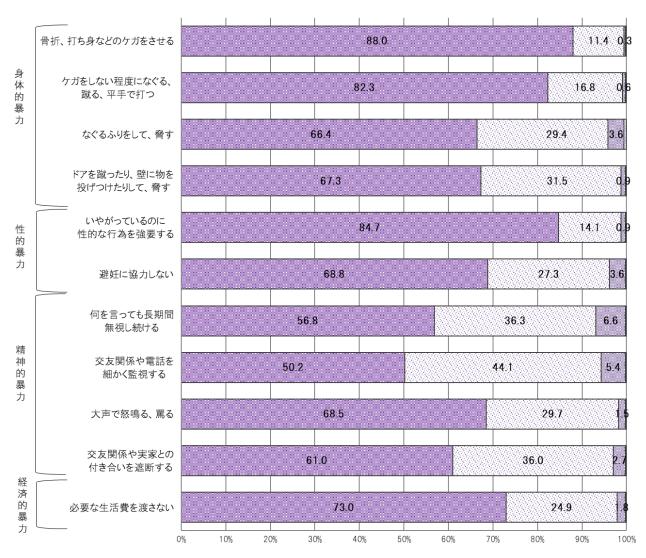


資料:男女共同参画・共生社会推進統括官「令和2年度 男女共同参画に関するアンケート調査」

(3) 配偶者からの暴力に関する認識

「骨折、打ち身などのケガをさせる」や「ケガをしない程度になぐる、蹴る、平手で打つ」などの身体的暴力については、80%を超える人が暴力であると認識している一方で、「何を言っても長期間無視し続ける」や「交友関係や電話を細かく監視する」などについては、どんな場合でも暴力にあたると思う人が50%台である状況です。精神的暴力については身体的暴力に比べて暴力であるという認識が低いなど、暴力の種類によって暴力に対する認識に差があります。〈図13〉

図 13:配偶者からの暴力に関する認識



■どんな場合でも暴力にあたると思う □暴力にあたる場合とそうでない場合とあると思う □暴力にあたるとは思わない □無回答

資料:男女共同参画・共生社会推進統括官「令和2年度 男女共同参画に関するアンケート調査」

(4) 暴力を防止するために必要だと思うこと

男女間における暴力を防止するために必要なこととしては、「被害者が早期に相談できるよう 身近な相談窓口を増やす」という回答が最も多く、続いて、「学校・大学で生徒・学生に対し、 暴力を防止するための教育を行う」、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教 育を行う」という教育の必要性を指摘する回答が多くなっています。〈図14〉

0.0% 10.0% 20.0% 30.0% 40.0% 50.0% 60.0% 被害者が早期に相談できるよう、 67.3% 身近な相談窓□を増やす 学校・大学で生徒・学生に対し、 58.3% 暴力を防止するための教育を行う 家庭で保護者が子どもに対し、 58.3% 暴力を防止するための教育を行う 加害者への罰則を強化する 50.2% メディアを活用して、 43.5% 広報・啓発活動を積極的に行う 暴力を振るったことのある者に対し、 34.5% 再び繰り返さないための研修や啓発を行う 被害者を発見しやすい立場にある警察や 33.0% 医療関係者に対し、研修や啓発を行う 暴力を助長するおそれのある情報 27.3% (雑誌、コンピュータンフト等)を取り締まる 地域で、暴力を防止するための 15.9% 研修会、イベントなどを行う その他 2.4% 特にない .4% 無回答 3.9%

図 14: 男女間における暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと思うか

資料:男女共同参画・共生社会推進統括官「令和2年度 男女共同参画に関するアンケート調査」

(5) 市町村におけるDV防止計画の策定状況

平成 19 年の法改正により、市町村においても D V 防止計画の策定が努力義務とされました。 県内市町村においては、令和 5 年度末現在では 21 市町村が策定済です。